

みどり市請負業者等指名停止措置要綱

平成 18 年 3 月 27 日
告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市が発注する建設工事の請負及び調査、測量、設計等の業務委託並びに製造の請負、物件の購入その他(以下「市工事等」という。)の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、みどり市契約規則(平成 18 年みどり市規則第 49 号)第 2 条及び第 13 条に基づき登録された競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。)が工事事務、贈賄及び不正行為等を起こした場合における入札等への参加資格の停止(以下「指名停止」という。)の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 3 告示 92・一部改正)

(指名停止)

第 2 条 市長は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第 10 条に定める審査委員会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(令 3 告示 92・一部改正)

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 有資格業者が一つの事実により別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事実について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(令3告示92・一部改正)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号のいずれかに該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第5号のいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号のいずれかに

該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(令3告示92・追加)

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(令3告示92・旧第5条繰下・一部改正)

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事その他特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(令3告示92・旧第6条繰下・一部改正)

(下請等の禁止)

第8条 指名停止の期間中の有資格業者が市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(令3告示92・旧第7条繰下)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(令3告示92・旧第8条繰下・一部改正)

(審査委員会の設置)

第10条 指名停止等の措置に関して審査するため、みどり市請負業者等指名停止審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 前項の審査委員会の委員及び組織運営については、みどり市請負業者選定委員会規程(平成18年みどり市訓令第36号)を準用する。

(令3告示92・旧第9条繰下)

(補則)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令3告示92・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町請負業者等指名停止措置要綱(平成14年笠懸町要綱第16号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月31日告示第79号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月18日告示第92号)

この告示は、令和3年5月18日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

(令3告示92・全改)

本市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
【虚偽記載】	
1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
【粗雑工事等】	
2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
3 市内における工事等で市工事等以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
【契約違反】	
4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
【安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故】	
5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公	当該認定をした日から2週間以上6箇月以内

衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
【安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故】	
7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1週間以上4箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2(第2条、第4条関係)

(平23告示79・一部改正、令3告示92・全改)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
【贈賄】	
1 次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げ	2箇月以上6箇月以内

る者以外のもの(以下「使用人」という。)	
2 次に掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 9 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内 1 箇月以上 3 箇月以内
3 次に掲げる者が群馬県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 9 箇月以内 1 箇月以上 3 箇月以内
【独占禁止法違反行為】	
4 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内
【競売入札妨害又は談合】	
6 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内
7 市工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
8 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
9 市工事等に関し、代表役員等が競売	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以

入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	上 12 箇月以内
【建設業法違反】	
10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
11 市工事等に関し、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
【暴力団等】	
12 市工事等に関し、暴力団等からの不当な要求や介入(以下「不当介入」という。)を受けたとき、又は下請その他の当該契約に関する契約の相手方が、不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本市及び警察に届け出なかったとき。	2週間以上2箇月以内
13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「有資格業者である個人、有資格業者の役員等」という。)が暴力団等であると認められるとき。	6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
14 有資格業者である個人、有資格業者の役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団等を使用したと認められるとき。	2箇月以上6箇月以内
15 有資格業者である個人、有資格業者の役員等が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	2箇月以上6箇月以内
16 有資格業者である個人、有資格業者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	2箇月以上6箇月以内
17 有資格業者である個人、有資格業者の役員等が、暴力団等と知りなが	2箇月以上6箇月以内

<p>ら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	
<p>18 有資格業者である個人、有資格業者の役員等が、暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与している業者であること若しくは暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している業者と知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用するなどしているとき。</p>	<p>2 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>【不正又は不誠実な行為】</p>	
<p>19 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>20 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>